

ひとり親家庭等の福祉

(令和7年4月1日現在)



東員町役場 子ども家庭課 児童福祉係

〒511-0295

東員町大字山田 1600 番地

TEL 86-2872 FAX 86-2851

E-mail kodomo@town.toin.lg.jp

- * 制度改正等により、年度途中で内容が変更となる場合がありますので
事前にお問い合わせください。

も く じ

1. 年金・手当制度について	・ ・ ・ ・ ・ 1 ～ 2
2. 貸付制度等について	・ ・ ・ ・ ・ 3 ～ 5
3. 福祉制度等について	・ ・ ・ ・ ・ 6 ～ 7
4. 相談窓口	・ ・ ・ ・ ・ 8

参考

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表	・ ・ ・ ・ ・ 9 ～ 10
修学資金貸付限度額（月額）一覧表	・ ・ ・ ・ ・ 11

1. 年金・手当制度について

遺族基礎年金	国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある人が死亡したとき、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者または子に支給されます。（一定の保険料納付要件が必要です。） 窓口 ①四日市年金事務所 ねんきんダイヤル Tel0570-05-1165 ※窓口にお越しになる際は、事前に予約受付専用ダイヤル（Tel0570-05-4890）にてご予約をお取りください。 ②保険年金課 Tel86-2805
寡婦年金	国民年金第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）の保険料納付期間と保険料免除期間が、合わせて 10 年以上ある夫が死亡したときに、夫によって生計を維持され、かつ夫との婚姻関係（事実婚を含む）が 10 年以上継続している妻が、60 歳から 65 歳になるまで受け取ることができます。 窓口 ①四日市年金事務所 ねんきんダイヤル Tel0570-05-1165 ※窓口にお越しになる際は、事前に予約受付専用ダイヤル（Tel0570-05-4890）にてご予約をお取りください。 ②保険年金課 Tel86-2805
死亡一時金	国民年金第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）の保険料納付期間が 36 月（3 年）以上ある人が死亡したときに一定の遺族が受け取ることができます。 死亡した人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれかを受け取っていたとき、または遺族基礎年金を受け取ることができる人がいる場合には、死亡一時金を受け取ることができません。 ※保険料納付期間・・・1/4 納付期間は 1/4 に相当する月数、半額納付期間は 1/2 に相当する月数、3/4 納付期間は 3/4 に相当する月数となります。 窓口 ①四日市年金事務所 ねんきんダイヤル Tel0570-05-1165 ※窓口にお越しになる際は、事前に予約受付専用ダイヤル（Tel0570-05-4890）にてご予約をお取りください。 ②保険年金課 Tel86-2805
遺族厚生年金	次のいずれかに該当する人が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた一定の遺族に支給されます。 ①厚生年金保険の被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもとで初診の日から 5 年以内に死亡したとき。（一定の保険料納付要件が必要です。） ②老齢厚生年金の受給資格期間が 25 年以上ある人が死亡したとき。 ③1 級・2 級の障害厚生（共済）年金を受けられる人が死亡したとき。 窓口 四日市年金事務所 ねんきんダイヤル Tel0570-05-1165 ※窓口にお越しになる際は、事前に予約受付専用ダイヤル（Tel0570-05-4890）にてご予約をお取りください。

児童扶養手当 * 県制度	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。 手当を受けることができる人は、下の条件に当てはまる児童（１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある者）を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父または児童を養育している人です。 ① 父母が婚姻を解消した児童 ② 父または母が死亡した児童 ③ 父または母が重度の障がい(国民年金の障がい等級１級程度)にある児童 ④ 父または母の生死が明らかでない児童 ⑤ 父または母から引き続き１年以上遺棄されている児童 ⑥ 父または母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童 ⑦ 父または母が引き続き１年以上拘禁されている児童 ⑧ 母の婚姻によらないで生まれた児童 ⑨ 父母とも不明である児童 この制度は所得によって制限があり、一定の所得限度額以下の方に支給されます。また、父、母、養育者、児童が公的年金を受けることができるときは、受給対象にならない場合があります。 手当の額（令和７年４月分からの額。※毎年度手当額が改定されます。） ・ 子ども１人の場合 - 月額 46,690 円（全額支給） - 月額 46,680 円～11,010 円（一部支給） ・ 子ども２人以上の場合 - 上記月額に 11,030 円（全部支給）加算 11,020 円～5,520 円（一部支給）加算 窓口 子ども家庭課 児童福祉係 Tel.86-2872 ※児童扶養手当が支給されている方の優遇制度 ・ JR 通勤定期割引制度 児童扶養手当受給世帯の方の通勤定期代が３割引きになります。 ・ 福祉定期預貯金 一般の定期預貯金金利よりも優遇されている定期預貯金が利用できます。金融機関によって取扱いがない場合がありますので、ご利用の金融機関までお問い合わせください。 ・ 非課税貯蓄制度 預貯金などの利子が非課税になります。ご利用については条件がありますので、ご利用の金融機関までお問い合わせください。 注)児童扶養手当の認定を受けていても所得が限度額を超えているなどで手当が全額支給停止されている方は除きます。
職業訓練手当 * 県制度	公共職業安定所長の受講指示により、公共職業能力開発施設が実施する職業訓練を受ける母子家庭の母等で、雇用保険受給資格がない者に対し、訓練期間中手当が支給されます。（母子家庭になってから３年以内） 窓口 訓練受講相談 桑名公共職業安定所（ハローワーク桑名） Tel.22-5141 訓練手当 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 Tel.059-224-2510

2. 貸付制度等について

母子父子寡婦福祉資金貸付 * 県制度	母子家庭、父子家庭および寡婦の方の経済的自立を図るために、父、母またはその児童に対して必要な資金が貸し付けられる制度です。 県の貸付制度で東員町では受付を行っています。 ※貸付金の種類、金額、利率等については、8～10ページの表を参照してください。 窓口 子ども家庭課 児童福祉係 TEL 86-2872
生活福祉資金貸付 * 社会福祉協議会制度	収入が少なく、必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯や障がい者、高齢者のいる世帯の生活安定、向上を図ることを目的に資金の貸付制度があります。 窓口 東員町社会福祉協議会 TEL 76-1560
三重県母子寡婦福祉連合会資金 * 母子寡婦福祉連合会制度	東員町母子寡婦福祉会の会員である母子家庭等を対象として生活の安定を図るための貸付です。 貸付金使途： 生活資金、援護資金等 貸付限度額： 200,000 円 条件： 返済までの措置期間は3か月、償還期限1年以内 窓口 東員町母子寡婦福祉会(会長 永井) TEL 76-6888
就学援助制度 * 町制度	経済的な理由で、子どもを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に対して、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用の一部を援助する事業です。 窓口 学校教育課 TEL 86-2815
東員町奨学金給付 * 町制度	高等学校または高等専門学校に在学する方で、修学意欲があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な方に対して奨学金を給付する制度です。 窓口 教育総務課 TEL 86-2814
三重県高等学校等修学奨学金 * 県制度	勉学意欲がありながら経済的な理由で修学が困難な高校、高専の生徒を対象にした無利子の貸与型奨学金です。 窓口 在学中の高等学校等へ (県外の高校等に在学している場合は三重県教育委員会事務局教育財務課 TEL 059-224-2944)
高校生等奨学給付金 * 国制度	授業料以外の教育費負担軽減のため、高校生等のいる低所得世帯に対し奨学のための給付金を給付します。家計が急変して低所得世帯相当になった場合も対象です。 窓口 在学中の高等学校等へ (県外の高校等に在学している場合は三重県教育委員会事務局教育財務課 TEL 059-224-2827 (国公立の場合) 又は 三重県環境生活部私学課 TEL 059-224-2161 (私立の場合))

高等学校等就学支援金 * 国制度	高等学校等に在籍する生徒は、一定の要件を満たす場合、国制度により授業料に充てるための高等学校等就学支援金が支給されます。 失業倒産等により家計が急変し、要件を満たすこととなる場合も対象です。 ※令和7年度については、修学支援金の支給要件を満たさない生徒を対象とした「高校生等臨時支援金」もあります。 窓口 在学中の高等学校等へ 文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm
県立高等学校 授業料減免制度 * 県制度	三重県立高等学校に在籍している生徒は、一定の要件を満たせば、就学支援金（又は臨時支援金）の支給を受けることができますので、授業料の負担はありません。また、これの対象外となる人でも、本人又は家計を維持する人が、不慮の災害等により、授業料の納付が困難であると認められる場合、授業料の減免及び徴収猶予を受けることができます。 窓口 在学中の高等学校等へ
私立小中学校等 授業料減免補助金 * 県制度	三重県内の私立小中学校等に在籍する生徒の保護者等（親権者等）が失業倒産等において家計が急変した場合、三重県の補助金により授業料が軽減されます。 窓口 在学中の小中学校等へ
私立高等学校等 授業料減免補助金 * 県制度	三重県内の私立高等学校等に在籍する生徒の保護者等（親権者等）の世帯年収が約590～910万円の世帯について、私立高等学校等就学支援金に加えて三重県の補助金により一定額の授業料が軽減されます。 窓口 在学中の高等学校等へ
私立専門学校授業料等 減免補助金 * 国制度	三重県内の要件に該当する私立専門学校に在籍する生徒が、経済状況等の認定要件を満たす場合、一定額の授業料・入学金が軽減されます。 窓口 在学中の専門学校等へ
私立高等学校等 入学金補助金 * 県制度	三重県内の私立高等学校等に在籍する生徒の保護者（親権者）等が低所得者等である場合は、入学金の一部が軽減されます。 窓口 在学中の高等学校等へ

交通遺児等貸付 * 自動車事故対策 機構制度	自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様（中学校卒業まで）を対象とした貸付です。 当初一時金 155,000 円 以後月額 20,000 円 又は 10,000 円（選択制） 小学・中学校入学支度金 44,000 円（希望者のみ） 条件 生活状況が困窮している家庭 金利 無利子 返済 20 年以内 窓口 独立行政法人 自動車事故対策機構三重支所 〒510-0085 四日市市諏訪町 4 番 5 号 四日市諏訪町ビル 8 階 TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189
独立行政法人 日本学生支援機構(JASSO) 奨学金（給付・貸付） * 国制度	高等教育機関の学生等を対象とした、国が実施する給付型及び貸与型の奨学金です。 【対象となる学校種】 給付型 一定の要件を満たした大学、短期大学、高等専門学校（4 年、5 年）、専修学校（専門課程） 貸与型 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程） 窓口 在学中の学校へ 日本学生支援機構ホームページ https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html

3. 福祉制度等について

一人親家庭等医療費助成 * 町制度	配偶者のいない 20 歳までの子どもを扶養する親とその子ども、父母のいない 20 歳になるまでの子どもが医療機関にかかったとき、保険適用分の自己負担額を後日助成します。（所得制限あり）0～6 歳の未就学児（令和 7 年 9 月より 18 歳までの子どもに拡大）について、三重県内の医療機関での受診に限り、医療費の窓口負担が無料となります。 窓口 保険年金課 TEL 86-2805
税関係 (寡婦・ひとり親控除)	寡婦控除 ① 夫と離別した後婚姻をしていない者で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、扶養親族（他の者の同一生計配偶者、扶養親族とされない者に限る。）があり、かつ、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 500 万円以下の者（ひとり親に該当する者を除く。） ② 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫が生死不明などの者で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、かつ、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 500 万円以下の者（ひとり親に該当する者を除く。） ・ 所得税控除額 27 万円 ・ 町県民税控除額 26 万円 ひとり親控除 現に婚姻をしていない者又は配偶者が生死不明などの者で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、所得金額の合計額が 48 万円以下の生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者、扶養親族とされない者に限る。）があり、かつ、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 500 万円以下の者 ・ 所得税控除額 35 万円 ・ 町県民税控除額 30 万円 窓口 税務課 TEL 86-2801
自立支援教育訓練給付金 * 県制度	適職に就くために必要であると認められる資格などを取得するに当たり、対象となる教育訓練講座を受講し、修了した場合、受講料の 60%を支給します。 対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など 支給額 受講料の 60%相当額（下限は 12,001 円） ・ 上限は（1）雇用保険の一般教育訓練給付または特定一般教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合、最大 20 万円（2）雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合、修学年数×40 万円、最大 160 万円 ・ いずれの場合も、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、その支給額との差額（下限は 12,001 円） 対象者 ひとり親家庭の親で、自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者 窓口 子ども家庭課 児童福祉係 TEL 86-2872

高等職業訓練促進給付金 * 県制度	看護師などの資格を取得するため、6月以上の養成機関等において修業する場合に、その間の生活の負担軽減を図るためのものです。 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、診療放射線技師、栄養士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、保健師、助産師、管理栄養士、精神保健福祉士、シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格、その他、上記に準じ知事が地域の実情に応じて定める資格 支給額 町民税非課税世帯 → 月額 100,000 円 (最終1年間は140,000 円) その他の世帯 → 月額 70,500 円 (最終1年間は110,500 円) * 上限3年(資格取得のために4年課程が必須となる資格を目指す者等については4年)まで支給 対象者 ・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある者(所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者としてします) ・仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる者 窓口 子ども家庭課 児童福祉係 TEL 86-2872
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 * 県制度	高等学校卒業認定試験合格のための受講費用の一部を支給します。 支給額 (通信制の場合) 【受講開始時】 受講費用の最大4割(上限10万円※) 【受講修了時】 受講費用の最大5割 (受講開始時給付金と合わせて上限125,000 円※) 【修了から2年以内に試験に合格した場合】 受講費用の1割 (受講開始時、受講修了時給付金と合わせて上限15万円※) ※通学又は通学及び通信制併用の場合は上限額が異なります 対象者 ひとり親家庭の親及び子で自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている者 窓口 子ども家庭課 児童福祉係 TEL 86-2872
母子生活支援施設の入所	母子家庭の保護および児童の健全育成を目的とする児童福祉施設です。 窓口 子ども家庭課 児童福祉係 TEL 86-2872
東員町ひとり親家庭等日常生活支援事業 * 町制度	ひとり親家庭等で一時的に保育等、生活環境等の激変等の理由で、日常生活に支障をきたす場合に、家庭生活支援員を派遣します。ひとり親家庭や生活支援を求める家庭に必要な支援を行います。 利用されるにあたっては、事前に登録が必要です。 窓口 子ども家庭課 児童福祉係 TEL 86-2872
東員町母子寡婦福祉会への入会	ひとり親家庭や寡婦のみなさまが交流を通して支えあうことを目的としています。年会費500円が必要です。 会員特典 ■日帰り旅行などのイベントに参加できます。 ■様々なひとり親家庭、寡婦福祉に関する情報を随時受け取れます。 窓口 東員町母子寡婦福祉会(会長 永井) TEL 76-6888

4. 相談窓口

東員町役場	ひとり親家庭等の相談窓口となります。 〒511-0251 東員町大字山田 1600 番地 子ども家庭課 児童福祉係 TEL 86-2872 FAX 86-2851
三重県北勢福祉事務所	母子・父子自立支援員が母子家庭、父子家庭および寡婦の生活全般にわたる相談を受けます。 〒510-8511 四日市市新正 4 丁目 21-5 北勢福祉事務所 福祉課 TEL 059-352-0581 FAX 059-352-0598
三重県母子・父子福祉センター	ひとり親家庭及び寡婦の支援等を行っています。 ① 仕事……仕事に関する相談や就職情報の提供など ② 相談 ……養育費の問題や生活に関する様々な悩みの相談 ③ 支援 ……児童扶養手当や日常生活支援など様々な支援の紹介 ④ 講習会…就職に有利な技能を身につけるための講習会の開催 〒514-0003 津市桜橋 2 丁目 131 三重県社会福祉会館 4 階 TEL 059-228-6298 FAX 059-228-6301 ホームページ https://mie-hitorioya.com/
民生委員・児童委員 主任児童委員	社会福祉全般にわたり、地域の実態を把握し、行政の協力機関として社会福祉の増進を図ることを任務としています。
家庭裁判所 (津家庭裁判所 四日市支部)	離婚に伴う財産請求、子どもの養育者の決定等、家庭紛争等の審判・調整を扱っています。 〒510-8526 四日市市三栄町 1-22 TEL 059-352-7151
三重県女性相談支援センター (三重県配偶者暴力相談支援センター)	配偶者の暴力、離婚、夫婦・嫁姑等の親族間トラブル、女性の生き方等、女性のための相談窓口です。 TEL 059-231-5600 FAX 059-231-5906
公共職業安定所	職業相談担当の職員が就職についての相談、指導を行っています。 ハローワーク桑名 〒511-0078 桑名市桑栄町 1-2 (サンファール北館 1 階) TEL 22-5141 FAX 23-2604 マザーズコーナー四日市 (ハローワーク四日市職業紹介分室) 〒510-0067 四日市市本町 9-8 本町プラザビル 5 階 (JR 四日市駅から徒歩 5 分) TEL 059-359-1710 FAX 059-355-6736

(三重県) 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

適用日 令和7年4月1日～

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	3,580,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
	母子・父子福祉団体 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦(複数の母子家庭の母・複数の父子家庭の父、複数の寡婦による共同起業の場合)	5,370,000				
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体	1,790,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のいない児童	別表のとおり	就学期間中	卒業後6か月	据置期間経過後10年以内 (専修学校の一般課程は据置期間経過後5年以内)	無利子
	18歳年度末を迎え児童扶養手当等を受給できなかった高校等就学児童	上記の額に児童扶養手当の額を加算する				
就職支度資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童・寡婦 父母のいない児童	110,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	子に係るもの →無利子
		通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合 340,000				母親・父親に係るもの 連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者のとき (技能習得)月額141,000 (医療介護)月額114,000	知識・技能を習得する期間中の5年以内	知識・技能の習得期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内 (技能習得)	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
		母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額 76,000	医療又は介護を受けている期間中の1年以内	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内 (医療介護)	
	母子家庭の母・父子家庭の父 (配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満の者)	月額 114,000 (上限 2,736,000) ただし、生活安定貸付期間中の養育費取得のための裁判等の費用については、1,260,000 円を限度として一括して貸付けすることができる。	配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満 (生活安定貸付期間)	生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後8年以内	
	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者のとき 月額 114,000 母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額 76,000				
	母子家庭の母・父子家庭の父 (児童扶養手当を受給しておらず、所得又は収入が別途定める額未満の家計急変者)	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内 月額 第1子 46,690 第2子以降 11,030 (上記の金額の合算額)	資金の貸付けを受けようとしたときから1年未満 (緊急生活安定貸付期間) (一度の貸付期間は3か月とし、引き続き貸付けを受けることが適当と認められるときは、延長可能)	緊急生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内	
	※特別な事情がある(物価の影響を受けている)と認める場合、3か月分を一括して貸付けすることができる。					
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	一般 1,500,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後6年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
		災害等 2,000,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	260,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後3年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%

(三重県) 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

適用日 令和7年4月1日～

[illegible]

(注) 申請者への貸付金が多額である場合には、連帯保証人を必要とします。
連帯保証人は、年齢60歳まで、申請者と生計を同一にしておらず、原則として県内に在住している償還の資力がある方です。

修学資金貸付限度額(月額)一覧表

適用日 令和7年4月1日～

(単位:円)

学校種別			学年別				
			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
専修学校(高等課程)	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500 (89,000)	98,500 (89,000)
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000 (102,500)	115,000 (102,500)
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500 (86,500)	96,500 (86,500)			
	私立	自宅通学	93,500 (86,500)	93,500 (86,500)			
		自宅外通学	131,000 (110,500)	131,000 (110,500)			
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)			
	私立	自宅通学	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)			
		自宅外通学	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)			
大学	国公立	自宅通学	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	
		自宅外通学	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	
	私立	自宅通学	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	
		自宅外通学	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			54,000	54,000			

〔注1〕括弧書した単価は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が682万円(年収目安900万円)(扶養親族等(※)が2人以上の場合)については、前年所得について、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額)を超える場合に適用します。

〔注2〕高等教育の就学支援新制度による支援を受ける場合は、貸付限度額から授業料等の減免や給付型奨学金の額に相当する額を控除します。